

# 新型コロナ、二類感染症患者入院診療加算（電話等） 発熱診療等医療機関（まん防期間）は250点→500点に —新型コロナウイルス感染症にかかわる診療報酬算定について その25—

厚労省は2月17日付の事務連絡「新型コロナ臨時的な取扱い」（その66）において、要件を満たすことで「二類感染症患者入院診療加算」500点が算定できる解釈を示した。具体的には、①「まん延防止等重点措置」が適用されている、②保健所から健康観察の委託、または県の発熱診療等医療機関の指定を受けている、③自宅・宿泊療養者への電話等診療を実施一の3点全てに該当した場合、「二類感染症患者入院診療加算」の「250点」に変えて「500点」が算定できる。

また疑義解釈（その91）では、都道府県等から無償譲渡された検査キット等を用いた場合でも、検査料が算定できる旨が示された（詳細は下記参照）。

## 記

### 【事務連絡「新型コロナ臨時的な取扱い」（その66）】※一部改変・略

問1：新型コロナで「自宅・宿泊療養を行っている者」に対して、まん延防止等重点措置（以下「重点措置」）を実施すべき区域に所在する保険医療機関であって、保健所等から健康観察に係る委託を受けているもの又は「診療・検査医療機関」（神奈川県は発熱診療等医療機関）として都道府県から指定され、その旨が公表されているものの医師が、電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合、二類感染症患者入院診療加算に相当する点数の算定について、どのように考えればよいか。

（答）重点措置期間において、自宅・宿泊療養を行っている者に対して、上記の医師が電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合、初診料の注2に規定する214点、あるいは、電話等再診料を算定した場合にも、当該患者に対して主として診療を行っている保険医が属する1つの保険医療機関において、1日につき1回、二類感染症患者入院診療加算の100分の200に相当する点数（500点）を算定できる。この取扱いは、本事務連絡（その66）の発出日（2/17）以降適用される。

区分番号	診療行為名称	請求コード
A999-00	二類感染症患者入院診療加算（電話等診療・臨取）（重点措置）	113044350

### 【疑義解釈（その91）】

問1：SARS-CoV-2 核酸検出や SARS-CoV-2 抗原検出について、都道府県等から無償譲渡された検査キット等を用いた場合であっても、医師が必要と判断し、実施した場合は検査料を算定できるか。

（答）都道府県等から無償譲渡された検査キット等を用いた場合であっても、医師が必要と判断し、実施した場合は算定して差し支えない。

## 【いち早く新点数の動向をつかむ！「新点数プレ研究会」動画をアップ！】

2022年度診療報酬改定の主な特徴・動向を紹介する「新点数プレ研究会」を、当会ホームページで動画配信いたします（会員のみ、期間限定）。

当研究会では、診療所（外来）に大きく影響するであろう新設点数の解説、また既存点数で施設基準が変更された項目を中心に、短時間（20分）でまとめました。ぜひ、ご覧ください。

※動画へのアクセス方法：①当会HPトップページの下方「KANAOI TV（動画配信）」の「動画配信一覧」⇒ ②【会員限定】2022診療報酬改定対策「医科・新点数プレ検討会」⇒ ③パスコードに6387を入力（当面は、トップページの「新着情報」にも掲載あり）

### ★プレ研究会（動画）で解説している点数★

①外来感染対策向上加算（新設）、②電子的保健医療情報活用加算（新設）、③機能強化加算、④地域包括診療料・加算、⑤オンライン診療、⑥リフィル処方導入（新設）⑦外来データ提出加算（新設）